

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（木）午後1時30分から午後1時57分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	中 山 茂
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農地利用最適化推進委員（9人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	澁 谷 正 信
委 員	飯 田 一 夫
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	山 中 正 市
委 員	瀬 川 仁
委 員	飯 泉 秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	千葉 裕 康
事務局 長補佐	大久保慎太郎
主 事	大松 勇 汰

4 欠席委員

委 員	4番	中 山 一 徳
農地利用最適化推進委員		文 隨 靖

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について
議案第4号	買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和5年8月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくようお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、8月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の総会には、農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席いただき、重ねて御礼を申し上げます。

7月30日、31日に行いました、令和元年度以来となる旅行会では、多くの皆様に

ご参加いただき、けが等も無く、無事に終了することができました。本当にありがとうございました。事務局職員からも参加いただき、会計の取りまとめなどありがとうございました。

連日、猛暑が続いておりますので、体調管理をしっかりと、元気で仕事に励んでいただきたいと思います。

本日は、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定していますので、引き続き皆様方の御協力をお願いします。

最後に、本日の総会は、議案7件と報告事項2件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日は、4番、中山一徳委員より欠席の旨の通告がありました。出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の9名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、7番仲井委員、8番文蔵委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅用地として使用するための使用貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、自己住宅建築のための使用貸借となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。3番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

8月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、萱橋委員、文蔵委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、■■■■の南西側になります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地に自己住宅を建築し、申請地に水道管を埋設しておりましたが、農地法の許可を得ていなかったことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。

申請者は、申請地1筆、■■■■㎡を使用貸借し、宅地の一部として使用する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、自己住宅用地として使用するための許可要件を満た

していると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの北東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、XXXXXXm²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第3号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の買受適格証明願は3件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、合計 筆、 ㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面

積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■m²、
■■■■■字■■■■■番■■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字
■■■■■番■■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■
■■■■■番■■■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■■■■、
地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■■■■、地目は
登記、現況とも田、面積は■■■■■m²、■■■■■字■■■■■番■■■■■、地目は登記、現
況とも田、面積は■■■■■m²、合計■■■■■筆、■■■■■m²でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いた
だきたいと思っております。1番萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

8月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたしま
す。メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じにな
ります。

受付番号1番、地図は7ページになります。

申請地は、■■■■■の北側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約■■■■■アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水
稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、競売参加予定地、登記、現況とも畑、1筆、■■■■■m²にサツマイモを
作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は8ページになります。

申請地は、■■■■■の南西側になります。現地は、耕作されている
状態でした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、競売参加予定地、登記、現況とも田、4筆、■■■■■m²に野菜を作
付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は7、8ページになります。

申請地は、■■■■■の南西側になりま

す。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約■■■■アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、競売参加予定地、登記、現況とも畑、■■筆、■■■■、登記、現況とも田、■■筆、■■■■m²、合計■■筆 ■■■■m²に水稲・野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から3番については、農機具等も所有しており、別紙「農地法第3条調査書」にもありますが、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、買受適格証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長 (中山会長)

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、買受適格証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は、買受適格証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第4号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

9ページをご覧ください。議案第3号で買受適格証明の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

それでは、早速審議いたします。

議案第4号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

意見、質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第4号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。10ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が29筆で、54,002㎡、畑が11筆で、18,193㎡、合計40筆、72,195㎡です。貸し手が16人で、借り手が6人となります。

次に更新案件ですが、田が2筆で、5,710㎡です。貸し手が1人で、借り手が1人となります。

合計では、田が31筆で、59,712㎡、畑が11筆で、18,193㎡、合計42筆、77,905㎡です。貸し手が17人で、借り手が7人となります。

権利の設定開始は、令和5年9月1日、令和5年9月15日、令和5年10月1日からとなります。

詳細につきましては、11ページから13ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。12ページの受付番号36番から42番は、8番文蔵委員が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から35番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番から35番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号1番から35番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号36番から42番について審議いたします。8番文蔵委員の退席をお願いします。

（文蔵委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号36番から42番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号36番から42番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号36番から42番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文蔵委員の復席をお願いします。

（文蔵委員復席）

1 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。14ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が3筆で、15,537㎡です。貸し手が3人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年9月1日からとなります。

詳細につきましては、15ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第6号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきまして

も16ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が3筆で、15,537㎡です。貸し手が3人、借り手が2人となります。

権利の設定開始は、令和5年9月1日からとなります。

詳細につきましては、17ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議長(中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第7号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議長(中山会長)

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局(千葉事務局長)

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は18ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が4件となります。

申請理由は、駐車場整備のための売買が1件、自己住宅建築のための売買が3件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は19、20ページをご覧ください。

今回の合意解約は5件となります。

解約理由は、中間管理事業に変更するためのものが2件、耕作者変更のためのものが1件、一級河川改修事業のためのものが2件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、8月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年8月10日

つくばみらい市農業委員会

議長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩